

沼津市自治会集会所建設用地購入費利子補給金交付要綱

昭和62年11月27日

告示第81号

(目的)

第1条 市長は、地区自治会（沼津市地区自治会補助金交付要綱第2条に定める自治会をいう。）において自治会集会所用地を取得するための資金（以下「資金」という。）を融資機関から借り入れた場合、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。（以下「規則」という。））及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「自治会集会所用地」とは、沼津市自治会集会所建設費等補助金交付要綱（昭和62年沼津市告示第80号）第2条に規定する自治会集会所を建設するための土地をいう。

(利子補給の対象)

第3条 利子補給の対象は、融資機関から借り入れた資金とする。ただし、対象限度額は、1,000万円とする。

(利子補給金の額及び期間)

第4条 利子補給金の額は、前条の規定により借り入れた資金の残高に対し、毎年度ごとに、資金の貸付年利率から2パーセントを控除した割合で計算した額とする。ただし、年利率5パーセントの割合で計算した額を限度とする。

2 利子補給金交付の対象期間は、融資機関が資金の貸付を行つた日から満5年以内とする。

(交付の申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする自治会は、規則第3条の規定による補助金交付申請書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち、第1号から第3号までは、初回申請時のみとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 用地売買契約書の写
- (3) 公図及び位置図
- (4) 融資機関の貸付及び返済に関する償還計画表

(実績報告)

第6条 利子補給金の交付決定を受けた自治会は、当該補助事業が完了したときは、規則第11条の規定による事業実績報告書に、融資機関の残高証明書を添付し、市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。

付 則 (平成6年11月29日告示第100号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の沼津市自治会集会所建設用地購入費利子補給金交付要綱第4条の規定は、平成6年度分の利子補給金から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、現に改正前の沼津市自治会集会所建設用地購入費利子補給金交付要綱の規定に基づき利子補給金を受けている自治会については、なお従前の例による。